

東京都地域防災計画(震災編)

概要版

～「備える」「守る」「つなぐ」～

- 災害にあらかじめ「備える」
- 発災直後に命を「守る」
- 生活再建へと「つなぐ」

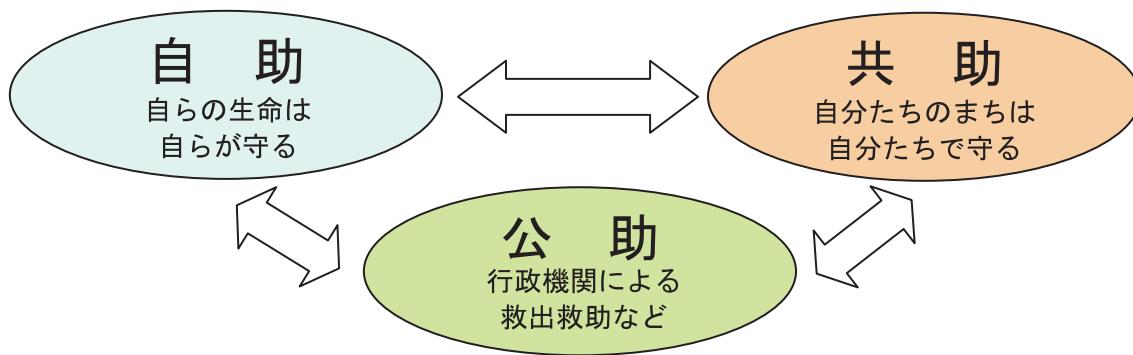


目 次

・ 東京の防災力向上に向けて	1
I 都の防災対策の概要	2
1 地域防災計画とは	2
2 東京都の新たな被害想定	3
3 被害軽減と都市再生に向けた目標	5
・ 本書の基本的な構成	6
II 自助・共助の推進	7
1 備える ~地震が起こる前の備えを固める~	8
2 守る ~発災直後には冷静に行動しよう~	10
3 つなぐ ~被災後の生活を早期に再建する~	12
III 災害時要援護者への配慮	14
1 災害時要援護者への配慮の必要性	14
2 各主体による取組の基本的な考え方	14
3 東京都地域防災計画における主な取組	15
IV 公助の取組の充実・強化	16
1 備える ~地震に強いまちづくり~	16
2 守る ~都民の命と首都機能を守る危機管理体制~	20
3 つなぐ ~被災者の生活を支え、東京を早期に再生~	26
<参考>東京都地域防災計画（震災編）の全体像	32

東京の防災力向上に向けて

- 地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき策定される計画であり、「関係防災機関の業務の大綱」等を定める防災対策の基本となるものです。都は、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の教訓を踏まえて、平成24年11月に東京都地域防災計画を修正しました。
- いつ襲ってくるか分からない大震災から一人でも多くの命を救うためには、木造住宅密集地域の不燃化や道路ネットワークの整備などの公助の推進はもとより、都民のみなさまにも、避難対策などの内容を正しく理解していただく必要があります。
- 阪神・淡路大震災や東日本大震災などこれまでの大震災においても、自助・共助の取組によって多くの方々の命が救われており、こうした教訓を踏まえて、地域防災計画の内容に関する理解を深めていただくため、地域防災計画の概要版を作成いたしました。
- 都は、引き続き、自助・共助・公助の連携の下、総合的な防災対策を推進してまいりますので、今後とも都の防災対策にご理解とご協力をお願いいたします。

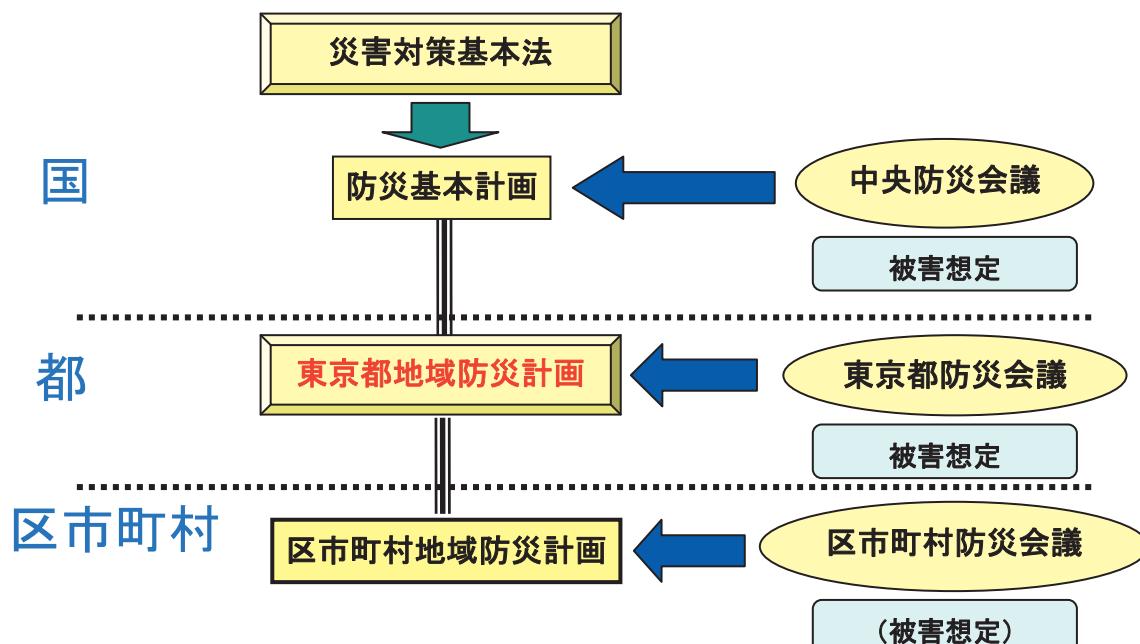


I 都の防災対策の概要

1 地域防災計画とは

防災対策の体系

国が災害対策基本法に基づき防災基本計画を策定し、都が東京都地域防災計画を、各区市町村がそれぞれの地域防災計画を策定しています。さらに、都は、東日本大震災をはじめとした過去の災害を踏まえ、新たに被害想定を行い、地域防災計画を修正し、国や区市町村、関係機関や都民・事業者等と連携を図りながら、防災対策を進めています。



東京都地域防災計画の構成

東京都地域防災計画は、震災編の他、風水害編、火山編、大規模事故編及び原子力災害編の全5編で構成されています。

都は、東日本大震災の教訓を踏まえて、平成24年11月に東京都地域防災計画を修正しました。



2 東京都の新たな被害想定（平成24年4月発表）

< 「首都直下地震等による東京の被害想定」の概要 >

○ 東日本大震災を踏まえ、現行の被害想定を見直し

- ◆ 客観的なデータや科学的な裏付けに基づき、より実態に即した被害想定へと全面的に見直し（地震モデル、火災の想定手法の改良）

再検証 【首都直下地震】	東京湾北部地震 (M7.3)	首都直下地震防災・減災特別プロジェクトの研究成果を反映し、最新のモデルで検証
追加 【海溝型地震】	多摩直下地震 (M7.3)	大規模海溝型地震の検証
追加 【活断層で発生する地震】	元禄型関東地震 (M8.2)	地下の浅い部分で発生する地震の検証

- ◆ フィリピン海プレート上面の深度が従来の想定より深いという最新の知見を反映
- ◆ 津波による被害想定を実施

→ 震源が浅くなるため、従来の想定より震度が大きくなる

→ 過去の記録等で、都内に最も大きな津波をもたらしたとされる元禄関東地震（1703年）をモデルとして検証

○ 想定結果の特徴

- ◆ 最大震度7の地域が出るとともに、震度6強の地域が広範囲に
- ◆ 東京湾沿岸部の津波高は、満潮時で最大T.P.2. 61 m（品川区）※地盤沈下を含む。（T.P. = 東京湾平均海面）
- ◆ 東京湾北部地震の死者が最大で約9, 700人

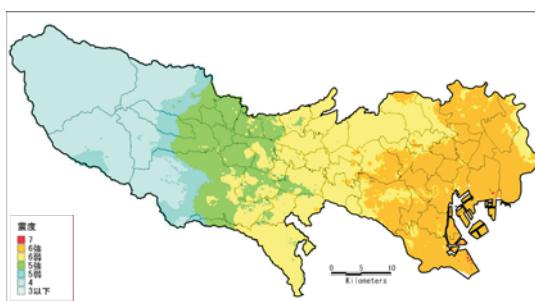
震度6強以上の範囲は、東京湾北部地震 区部の約7割
多摩直下地震 多摩の約4割

河川敷等で一部浸水のおそれがあるが、死者などの大きな被害は生じない

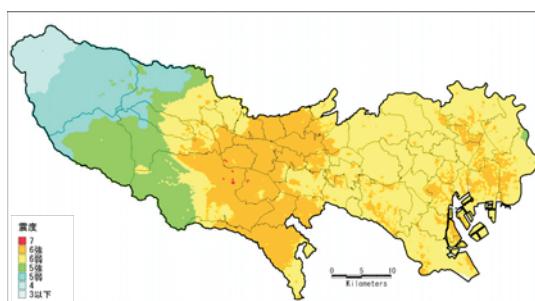
区部木造住宅密集地域で、建物倒壊や焼失などによる大きな被害

< 被害想定に基づく震度分布予測 >

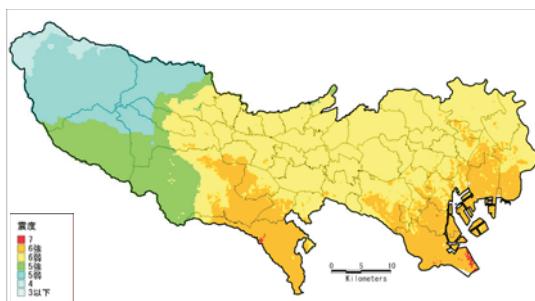
東京湾北部地震(M7.3)



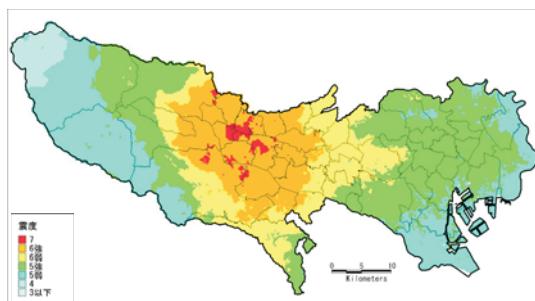
多摩直下地震(M7.3)



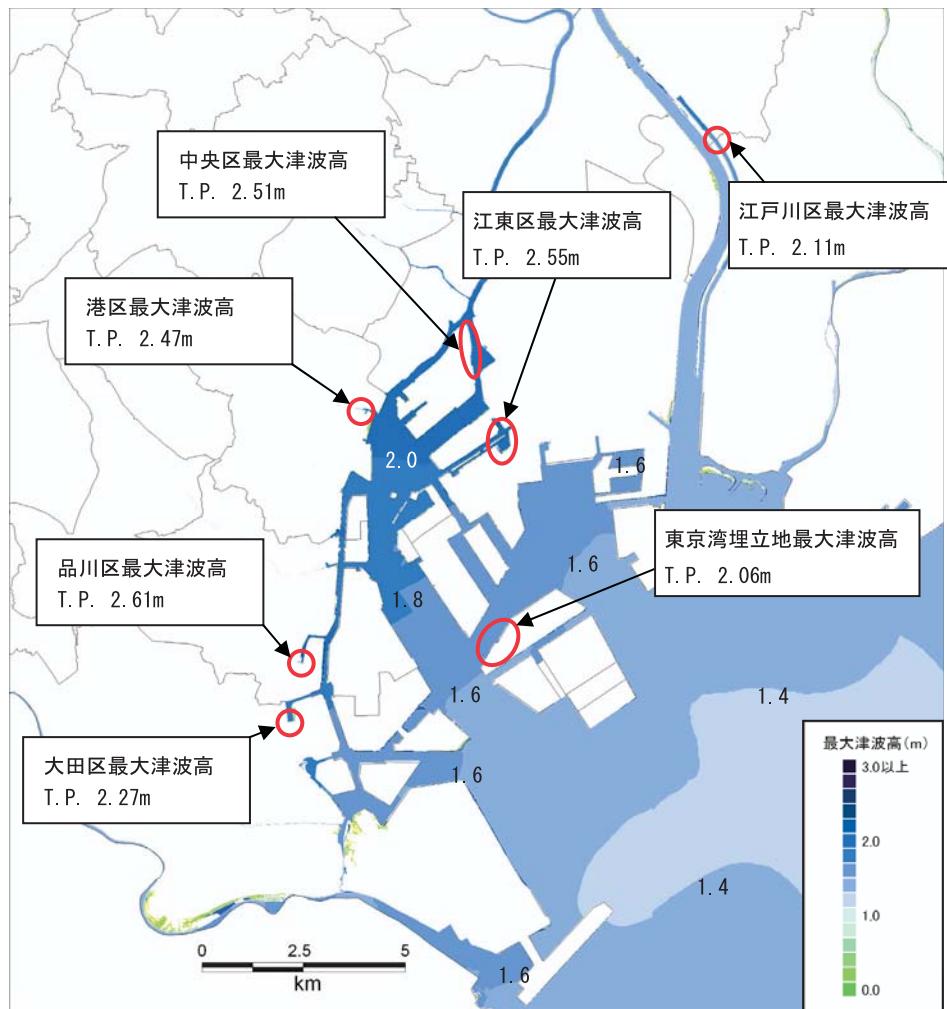
元禄型関東地震(M8.2)



立川断層帯地震(M7.4)



< 津波高想定図 >



元禄型関東地震の各区における最大津波高とその場所
(津波高は満潮時の値。水門閉鎖時、地盤沈下を含む。)

< 被害の概要 (冬の夕方 18 時・風速 8 m/秒) >

【首都直下地震】		【海溝型地震】		【活断層で発生する地震】	
		東京湾北部地震 (M7.3)	多摩直下地震 (M7.3)	元禄型関東地震 (M8.2)	立川断層帯地震 (M7.4)
人的被害	死者	約 9,700 人		約 4,700 人	約 2,600 人
	原因 揺れ	約 5,600 人		約 3,400 人	約 1,500 人
	火災	約 4,100 人		約 1,300 人	約 1,100 人
	負傷者 (うち重傷者)	約 147,600 人 (約 21,900) 人		約 101,100 人 (約 10,900) 人	約 31,700 人 (約 4,700) 人
	原因 揺れ	約 129,900 人		約 96,500 人	約 27,800 人
	火災	約 17,700 人		約 4,600 人	約 3,900 人
物的被害	建物被害	約 304,300 棟		約 139,500 棟	約 85,700 棟
	原因 揺れ	約 116,200 棟		約 75,700 棟	約 35,400 棟
	火災	約 188,100 棟		約 63,800 棟	約 50,300 棟
	避難者の発生 (ピーク: 1日後)	約 339 万 人		約 108,100 棟	約 320 万 人
帰宅困難者		約 517 万 人		約 276 万 人	約 101 万 人

3 被害軽減と都市再生に向けた目標

災害対策を推進する目的には、災害による人的・物的被害を軽減することのみにとどまらず、都民生活や都市の活動を早期に復旧・復興させることも含まれています。このため、都は、平成24年11月に修正した地域防災計画において、「被害軽減と都市再生に向けた目標」として、以下の目標を定めています。

【目標1】

- ① 死者を約6,000人減少させる。
- ② 避難者を約150万人減少させる。
- ③ 建築物の全壊・焼失棟数を約20万棟減少させる。

(主な取組)

- ・消防団の体制強化や防災隣組など共助の推進
 - ・木密地域不燃化10年プロジェクトの推進
 - ・公共建築物やマンション等の耐震化促進
- など

【目標2】

- ① 中枢機能を支える機関（国、都、病院等）の機能停止を回避する。
- ② 企業等の備蓄や一時滞在施設の確保により、帰宅困難者517万人の安全を確保する。

(主な取組)

- ・自衛隊等との連携強化も含めた危機管理体制の充実
 - ・医療資源の適正配置や病院施設の機能維持
 - ・帰宅困難者対策の推進
- など

【目標3】

- ① ライフラインを60日以内に95%以上回復する。

【各ライフラインの復旧目標】

電力：7日 通信：14日 上下水道：30日 ガス：60日

- ② 避難所の環境整備などにより被災者の当面の生活を支えるとともに、ライフラインの回復と併せて、応急仮設住宅への入居などを進め、早期に被災者の生活再建の道筋をつける。

(主な取組)

- ・ライフライン施設の耐震化と復旧活動体制の整備
 - ・都内の全ての区市町村に災証明に係るシステムを導入
- など

< 本 書 の 基 本 的 な 構 成 >

大震災から都民の命を守り、東京を早期に再生するためには、

- ・ 発災前に事前に「備える」取組（予防対策）
- ・ 発災直後の命を「守る」取組（応急対策）
- ・ 発災後4日目以降の生活再建へ「つなぐ」取組
(復旧対策・復興対策)

をそれぞれ推進することが重要です。

「備える（予防）」、「守る（応急）」、「つなぐ（復旧・復興）」
の各段階での取組を進めていきます。

II　自助・共助の推進

阪神・淡路大震災や東日本大震災などのこれまでの震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助の重要性が明らかになりました。

都民のみなさま及び事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、都民、行政、事業所、ボランティア等との相互連携、相互支援を強め、自助、共助による都民のみなさま自身及び地域の防災力を向上させることが必要です。

< 到達目標 >

○ 自助の備えを講じている都民の割合を100%に到達

様々な防災訓練の実施や体系的な防災教育の推進によって、都民一人ひとりの防災意識と防災行動力の向上を図ります。

<現在の状況>

東日本大震災後に安否確認方法の確認や家具転倒防止策を実施した人は、約50%
(平成23年 消防に関する世論調査)

○ 東京防災隣組の活動を都内全ての区市町村へ波及

東京の共助の先導的役割を果たす東京防災隣組の活動を広く波及させます。

<現在の状況>

東京防災隣組36団体を認定
モデル地区4地区を選定
(平成24年4月現在)



<木造住宅密集地域における区民消火隊>

(写真提供 荒川区)

<その他の主な目標>

- 消防団活動体制の充実により、災害活動能力を向上
- 地域との災害時協定の締結促進等により、事業所防災体制を強化など

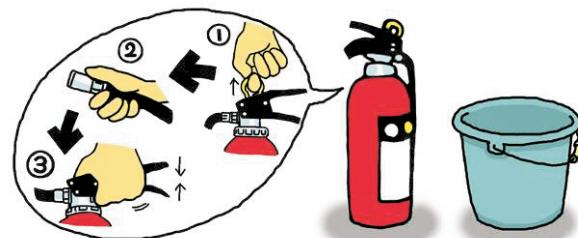
1 備える ~ 地震が起こる前の備えを固める ~

(1) 自ら備える（自助の備え）

ア 都民のみなさんによる自助の備え

「自らの生命は自らが守る」ため、次の防災対策をしておきましょう。

- 建物等の耐震性及び耐火性の確保
- 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- 水(1日1人3ℓ目安)、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備
- 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- 都や区市町村が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加



イ 事業所による自助・共助の強化

事業所においては、発災時に、生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生を推進するため、次のような対策を図っておきましょう。

- 事業所防災計画や事業継続計画の作成
- 社屋内外の安全化、防災資器材や水・食料等の非常用品の備蓄(従業員の3日分が目安)等、従業員や顧客の安全確保対策
- 事務所等の耐震化、バックアップのシステム等の確保、災害対策要員の確保等
- 防災市民組織等との協力など、地域社会の安全性向上対策の推進
- 訓練の実施



(2) 地域で備える（共助の備え）

ア 防災市民組織（東京防災隣組等）による備え

発災時には、地域の事情に精通した防災市民組織等の活動が重要です。

- 初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
- 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- 地域内の災害時要援護者の把握及び発災時の支援体制の整備
- 行政や事業所との連携・協力



<マンホールトイレ組立訓練>

イ 消防団の活動体制の充実

消防団は、常備消防、区市町村をはじめとする行政機関と防災市民組織や住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもあります。

行政は、消防団の活動を支援し体制の強化を推進するとともに、地域住民等を対象とした防火防災教育訓練を通じ、消防団と地域住民等との連携を強化して、地域防災力の向上を図っていきます。



<救助訓練>

ウ ボランティアとの連携

発災時において、救出・救護、初期消火、交通整理、建物の被災状況把握、避難所運営など、多岐にわたるボランティア活動が円滑に行われるよう、各関係機関との連携による災害ボランティア活動支援に係る訓練の実施や災害ボランティアコーディネーターの養成等により、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していきます。

〈被災時のボランティア〉

- ・ 東京都に事前に登録しているボランティア（防災（語学）ボランティア、応急危険度判定員、被災宅地危険度判定士、建設防災ボランティア）
- ・ 警視庁交通規制支援ボランティア ・ 東京消防庁災害時支援ボランティア
- ・ 一般のボランティア ・ 赤十字ボランティア

2 守る ~ 発災直後には冷静に行動しよう ~

(1) 自らの命と家族を守る

発災時には、まず自身と家族の身を守るために、次の応急対策を実施してください。

ア 身の安全の確保

- 身の安全を最優先に行動
- 揺れがおさまったら、あわてずに火の始末
- 転倒家具やガラスの破片などに注意
- 避難用の出口を確保



イ 応急救護・初期消火

- けが人が出た場合、周りの人が協力して応急救護
- 火災が発生したら、地域で協力して初期消火



ウ 安否確認・避難

- 家族全員の安否を確認
- 近隣の住民同士で安否を確認
- ラジオ・テレビ・行政等から正しい情報を収集
- ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めて避難

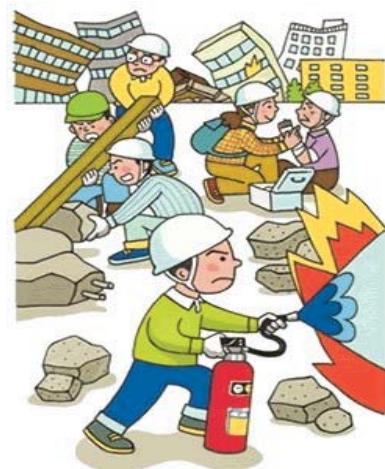


(2) 地域で守る

防災市民組織及び消防団や事業者等は、次の応急対策等を実施します。

ア 防災市民組織による活動

- 近隣での助け合い(出火防止、初期消火、救助等)
- 安否や被害についての情報収集
- 救出活動
- 負傷者の手当・搬送
- 住民の避難誘導活動
- 災害時要援護者の避難支援
- 避難所運営
- 自治体及び関係機関の情報伝達
- 炊出し等の給食・給水活動



イ 消防団による活動

- 消防隊と連携した消火活動
- 地域住民や防災市民組織との協働による救助活動、応急救護活動
- 災害情報の収集・伝達活動
- 住民指導、避難勧告・指示の伝達、避難者の安全確保等



ウ 事業所による応急対策

- 来訪者や従業員等の安全確保、救出・救護
- 出火防止、初期消火
- 正確な情報の収集、来訪者や従業員等への提供
- 施設の安全確認、従業員の一斉帰宅抑制
- 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救出、救助活動の実施
- 応急対策後の事業継続、地域住民の生活安定化への寄与



3 つなぐ ~ 被災後の生活を早期に再建する ~

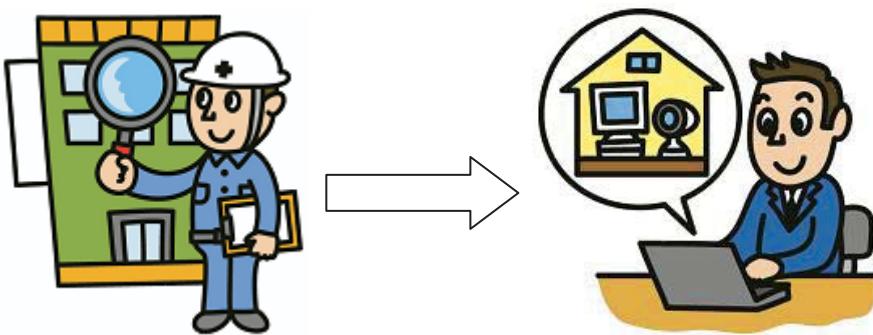
(1) 暮らしをつなぐ

ア 避難対策

- 避難場所の整備の推進等として、面積の拡充と距離が遠い避難圏域の解消や、被害想定を踏まえた指定場所の見直し、非常用電源の確保などの機能強化を進めます。
- 避難所の安全性を向上するため、小中学校の校舎を100%耐震化することや、非常用電源や衛星携帯電話等の通信手段の確保など、避難所の機能を強化します。
- 女性や災害時要援護者にも配慮した避難所運営のため、避難所の管理運営の指針を改訂します。

イ り災証明

- 都は、区市町村に対して、り災証明の発行手続のシステム導入を促進し、り災証明の発行処理の迅速化を進め、被災した方の生活の早期再建を図ります。
- 災害に係る住家被害認定調査、り災証明発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築します。



ウ 被災者の生活相談等の支援

- 都は、被災者臨時相談窓口を開設し、都民のみなさまの生活に関する相談、要望、苦情等の対応を実施します。
- 区市町村は、設置した相談所で、苦情又は要望等を聴取し、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応します。

(2) 復興へつなぐ

ア 復興本部

- 都は、地震により相当の範囲で、復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合に、復興本部を設置します。
復興本部は、震災復興後のビジョン、震災復興計画の到達目標、事業方針等を都民のみなさまに示すとともに、具体的な震災復興事業を推進していきます。

イ 復興マニュアル

- 地域による新しい協働復興の仕組みを提案するために策定したマニュアルです。
- 都民のみなさまの行動指針となるよう地域力を活かした復興を行うための様々な仕組みを提案した「復興プロセス編」と、行政担当者向けの「復興施策編」があります。



ウ 復興対策への都民の参画

- 生活の復興は、自らの責任において、あるいは共に助け合うことが基本です。
行政は、公的融資や助成、情報提供・指導・相談等を通じて、都民の自立のための環境整備を行います。
- 都市の復興は、都民のみなさま、事業者、区市町村、都、国など、多様な主体が「協働と連携による都市づくり」を行います。



<住民参加の地域復興の例>

III 災害時要援護者への配慮

1 災害時要援護者への配慮の必要性

発災時に1人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮します。とりわけ、高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に対しては、情報把握、避難、生活手段の確保などの支援が必要です。このため、防災市民組織など地域で連携し、的確かつ迅速に行うことができる支援体制を整えることが重要です。

2 各主体による取組の基本的な考え方

(1) 災害時要援護者自らによる取組

日頃から積極的に地域の人たちとの交流の場を作り、必要な支援内容についてお互いに理解を深めていきましょう。また、防災訓練などに参加するようにして、地域の協力の輪を広げましょう。

(2) 隣近所など地域における取組

新たな被害想定では、災害時要援護者の死者が約5,000人発生すると想定されており、都民一人ひとりの共助の取組への参画や防災市民組織等の活動の活性化を一層推進していきます。災害時には、防災市民組織等が中心となって、登録名簿をもとに安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護を行います。

(3) 都や区市町村など行政による取組

都や区市町村は、町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した災害時要援護者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練を実施します。

3 東京都地域防災計画における主な取組

○ 区市町村による全体計画、個別計画策定などへの支援

災害時要援護者に係る名簿の整備、支援の全体的な考え方を示す全体計画、支援者や避難先など災害時要援護者一人ひとりに対応した個別計画の策定など、区市町村の取組に対する支援を実施します。

○ 区市町村職員を対象とした災害時要援護者研修の実施

防災や災害時要援護者支援に係る実践事例等を学ぶ講習会を実施します。

○ 「防火防災診断」を通じた災害時要援護者宅の安全性の向上

「防火防災診断」（災害時要援護者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）を実施し、災害時要援護者宅の安全性の向上を図ります。

○ 緊急通報システムの整備など区市町村と都が連携した安全確保

区市町村が整備する緊急通報システムや火災安全システム等を活用して、災害時要援護者の情報収集及び安全確保を図ります。

○ 社会福祉施設等の耐震化

主に災害時要援護者が利用する入所施設及び保育所については、平成32年度までに100%耐震化します。また、社会福祉施設等への個別訪問などを通じて、耐震化に関する相談や提案等を行うとともに、技術的助言を要請する施設に対しアドバイザーを派遣します。

○ 女性や災害時要援護者にも配慮した避難所管理運営など

各避難所運営主体による避難所運営訓練や総合防災訓練等への災害時要援護者と家族の参加に対する支援、避難所運営主体である区市町村や地域住民と連携し、女性や災害時要援護者等にも配慮した避難所運営支援を行います。

○ 帰宅困難者対策における災害時要援護者支援

（利用者保護の際や一時滞在施設等における配慮など）

事業者は、区市町村や関係機関とも連携し、ヘルプカードの活用等による災害時要援護者の把握や、災害時要援護者への優先的な対応など、特に配慮します。

IV 公助の取組の充実・強化

1 備える～地震に強いまちづくり～

(1) 耐震化・不燃化等による都市の防災性向上

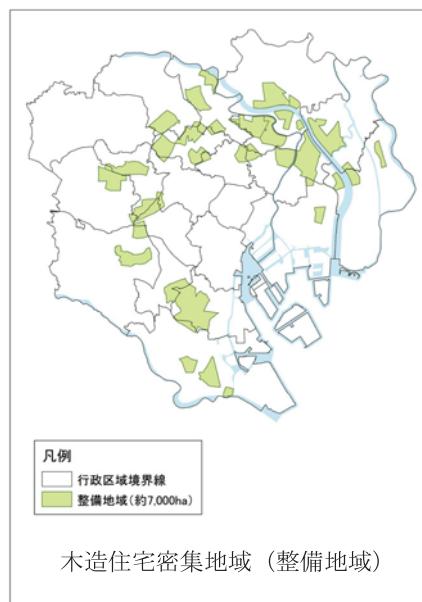
地震による災害から一人でも多くの生命や貴重な財産を守るために、都市そのものの防災性を高めていくことが必要です。また、震災時の津波や、堤防等の決壊に伴う被害等への対策を講じる必要があります。

東京都では、地震に強い都市づくりに向けた取組を推進していきます。

< 現在の課題 >

都の新たな被害想定では、建物倒壊や焼失による被害が想定されています。建築物の耐震化や不燃化に一層取り組む必要があります。

地震や津波等に対しては、迅速な情報伝達、避難誘導体制の構築や、最新の科学的知見等を踏まえた河川・港湾・海岸保全施設等の耐震化等が必要です。



< 到達目標 >

- 木造住宅密集地域(整備地域)において、不燃領域率を70%とするとともに、主要な都市計画道路を100%整備する。

木造住宅密集地域のうち、特に甚大な被害が想定される整備地域を対象に重点的・集中的な取組を実施し、市街地の不燃化と延焼を遮断する道路の整備を促進します。

<現在の状況>

不燃領域率(※) 56% 都市計画道路の整備率 概ね5割

※不燃領域率・・・市街地の「燃えにくさ」を表す指標。不燃領域率が70%を超えると市街地の延焼による焼失率はほぼゼロになる。

<その他の主な目標>

- 防災上重要な公共建築物等の耐震化 100%(平成27年度まで)
- 河川・港湾・海岸保全施設等における耐震・耐水対策の推進 など

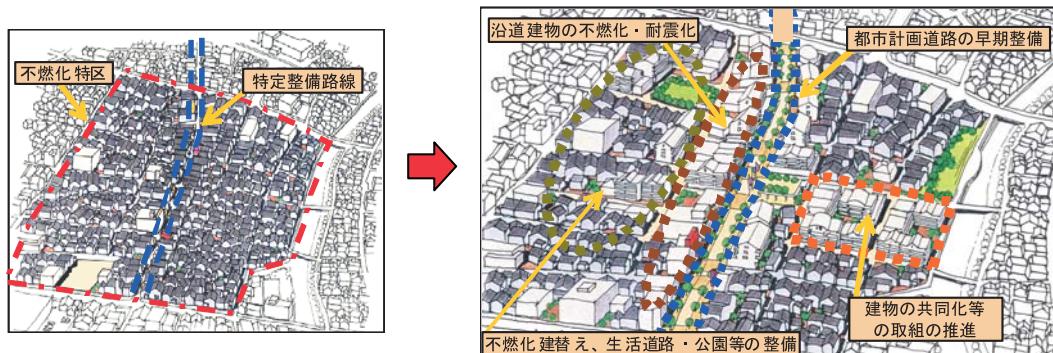
主な取組

ア 木密地域不燃化 10年プロジェクト

不燃化のための特別の支援を行う新たな制度（不燃化特区）を構築し、区と連携して推進します。

また、延焼を遮断し、避難や救援活動空間となる、防災上、効果の高い都施行の都市計画道路（特定整備路線）の整備を加速します。

【整備イメージ】



イ 地震・津波・高潮対策

【これまでの整備事例】

沿岸部や低地帯を守る河川・海岸保全施設等について、「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」に基づき、耐震・耐水対策を推進します。また、ゼロメートル地帯の広域避難シミュレーションを実施します。

島しょの津波対策として、港湾・漁港施設等の耐震性向上やハザードマップの作成支援等を行います。



<今井水門>

ウ 高層ビル・山間部等の対策

高層建築物等の対策として、都、区市町村、住民、関係団体が連携し、家具等の転倒防止、エレベーターの閉じ込め防止対策などを推進します。

土砂災害等への対策として、土石流対策、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策に加え、避難所等の安全確保に向けた対策を推進します。



<急傾斜地崩壊対策の例>

(2) 交通ネットワーク・ライフラインの確保

道路や港湾、鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える重要な役割を担っており、発災時においても、都民の生命を守るため、その機能の確保が必要です。また、上下水道など各種ライフラインの機能を確保するとともに、こうした施設を機能させるためのエネルギー(電力)の確保が不可欠です。

< 現在の課題 >

都の新たな被害想定では、細街路の閉塞や交通渋滞等が見込まれるほか、東京港の岸壁の被害が想定されています。ライフラインでは、断水や停電、ガスの供給停止といった被害が想定されています。

このため、道路整備や港湾、鉄道施設の耐震化を一層推進するとともに、ライフライン施設の耐震化やエネルギーの確保に取り組む必要があります。

< 到達目標 >

○ 幹線道路網の整備及び緊急輸送道路の沿道建築物や橋梁の耐震化 100%

幹線道路ネットワークの整備と鉄道施設、緊急輸送道路の沿道建築物や橋梁の耐震化を進め、震災時の輸送・避難ルートや消火活動等の機能を確保します。

<現在の状況>

首都圏三環状道路整備率 48% 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化率 71%

○ 医療機関や首都中枢機関等への水道管の耐震

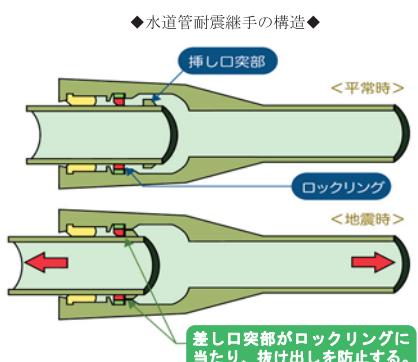
継手化及び下水道管の耐震化 100%

発災時の給水機能やトイレ機能を確保し、都民生活への影響を最小限に抑えるため、浄水場や水再生センター等の施設や管路の耐震化を進めます。

<現在の状況>

水道管について耐震強度に優れたダクタイル鋳鉄管への取替えをほぼ完了

下水道マンホールの浮上抑制対策を緊急輸送道路など約 500km について完了



<その他の主な目標>

○ 都市機能維持に不可欠な施設への自立・分散型電源導入推進 など

主な取組

ア 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

平成 23 年 4 月、東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例を施行しました。この条例に基づいて、緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化を平成 27 年度までに完了するなど、耐震化を強力に推進します。



<特定緊急輸送道路図>

イ 三環状道路など道路ネットワークの整備

首都圏三環状道路や国道 357 号など、国等が整備を行う幹線道路の早期完成を働きかけるとともに、震災時の救援・救助活動や緊急物資輸送を支えるため、新たな緊急輸送道路となり得る骨格幹線道路の整備を進めます。

ウ エネルギーの安定供給体制の構築

都民の生命に関わる施設、都市機能の維持に不可欠な施設、被災者受入施設、公園など災害時の拠点となる施設に、自立・分散型電源の設置を推進します。また、高効率な天然ガス発電所の設置により、エネルギーの安定供給体制を構築するとともに、都市開発と連動したコーディネレーションシステム等の導入など、自立・分散型電源の確保を促進します。



<浄水場の自家用発電設備>

エ 水道管路の耐震継手化

これまで優先的に整備を進めている医療機関や首都中枢機関等への供給ルートの耐震継手化を平成 28 年度までに 100% 完了します。さらに、震災時に多くの都民が集まる避難所や主要な駅へ供給する管路の耐震継手管への取替えを優先的に推進します。

オ 下水道機能の確保

避難所や災害拠点病院などのトイレ機能を確保するため、これらの施設から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を平成 25 年度までに 100% 完了します。また、水再生センター間に連絡管を整備し、バックアップ機能を確保するとともに、発災時の交通機能確保のため、避難所等へのアクセス道路、液状化の危険性がある地区内残留地区やターミナル駅等に対象エリアを拡大し、マンホール浮上抑制を実施します。

2 守る ~都民の命と首都機能を守る危機管理体制~

(1) 医療機能の確保

震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れ等により多数の負傷者が発生することが想定されます。

災害発生直後、多数の負傷者に対し一刻も早い救命措置等が行えるよう、迅速に医療救護活動を行わなければなりません。



<救護所運営訓練>

< 現在の課題 >

都の新たな被害想定では、最大で約15万人が負傷すると想定されており、災害の発生時に限られた医療資源を有効に活用できるよう調整する機能が必要となります。

また、医薬品や医療資器材を確実に確保するとともに、医療機関の耐震化などを進める必要があります。



<DMAT 訓練>

< 到達目標 >

○ 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を構築

災害医療コーディネーターの医学的助言に基づく医療資源の配分や、迅速かつ確実な情報連絡など初動時の医療連携体制を構築します。

<現在の状況>

東京 DMAT 指定病院を 25 病院指定し、800 名を超える DMAT 隊員を養成

<その他の主な目標>

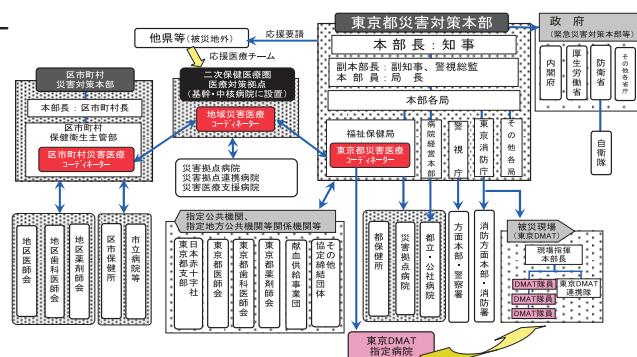
○ 医薬品等の確保に向けた供給体制の構築

○ 全ての病院の耐震化の促進(災害拠点病院の耐震化 100%)、災害拠点病院の医療機能の維持及び確実な情報連絡体制の構築

主な取組

ア 災害医療コーディネーターによる初動医療体制

東京都災害医療コーディネーターと東京都地域災害医療コーディネーターを15名設置し、災害時において、医学的助言に基づき都全域の医療資源を配分します。また、二次保健医療圏ごとに地域災害医療連携会議を設置し、災害医療コーディネーターを中心とした迅速かつ確実な情報連絡体制や地域の実情を踏まえた医療連携体制を構築します。



<発災直後の連携体制（イメージ）>

イ 医薬品等の確保

医療救護所や災害拠点病院等への医薬品等の備蓄による確保や、薬剤師会や卸売販売業者と連携した医薬品の供給体制を構築します。



<現場携行用医療資器材>

ウ 都内すべての病院を活用した医療機能の確保

災害時において、全ての医療機関の役割分担を明確にするとともに、耐震化、発電用燃料の確保、情報機器の活用などとあわせて、医療基盤を強化します。

災害拠点病院：主に重症者の収容・治療を行う病院

災害拠点連携病院：主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院（救急告示を受けた病院等で都が指定する病院）

災害医療支援病院：専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）

(2) 帰宅困難者対策

大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅周辺や大規模集客施設など、都内において混乱が想定されます。

事業者や学校などにおいて、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し混乱を防止することや、帰宅困難者の帰宅について、国を中心とした広域的な応援調整など、社会全体で取組を推進することが必要となります。



<東日本大震災当日の都内の様子>



<帰宅支援ステーションステッカー>

< 現在の課題 >

都の新たな被害想定では、約 517 万人の帰宅困難者の発生が想定されています。二次災害の発生や都内の混乱を防止するためには、徒歩帰宅者の抑制や一時滞在施設の確保、情報通信基盤や帰宅支援策の強化が必要です。

< 到達目標 >

○ 事業所における帰宅困難者対策の強化

一斉帰宅を抑制するため、従業員等への施設内待機の周知や3日分の備蓄の確保など、事業所における取組を強化します。

<現在の状況>

東京都帰宅困難者対策条例を制定(平成 24 年3月公布、平成 25 年4月施行)

国と共同で首都直下地震帰宅困難者等対策協議会を開催し、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」など5つのガイドラインをとりまとめ

<その他の主な目標>

- 一時滞在施設の量的拡大
- 情報提供のための基盤整備 など

主な取組

ア 帰宅困難者対策条例の制定

都は、首都直下地震の発生時に、多くの帰宅困難者の発生によって、二次災害や救出救助活動への支障が生じる可能性があることから、帰宅困難者対策を総合的に推進する条例を制定しました（平成25年4月施行）。

（条例の主な内容）

- 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備 など

イ 5つの帰宅困難者対策ガイドラインのとりまとめ

都は、関係機関が連携して帰宅困難者対策を推進するため、国と共同で、民間事業者などで構成する「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を設置し、平成24年9月に、5つのガイドラインをとりまとめました。

（主なガイドラインの概要）

「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」

一時滞在施設の確保のための役割分担、準備、手順を示す。

「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン」

情報提供のための関係機関の準備、連携について示す。 など

ウ 「東京都帰宅困難者対策実施計画」に基づく取組の推進

都は、民間企業等による一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の確保に向けた取組を推進するため、行政の支援策を「東京都帰宅困難者対策実施計画」としてとりまとめました。今後、この計画に基づき、取組を推進します。

（実施計画の主な内容）

- ・一時滞在施設の適切な利用方法等についての普及啓発
- ・民間の一時滞在施設の備蓄等への支援
- ・帰宅困難者対策に係るポータルサイトの設置 など

(3) 情報通信の確保

被災状況などの災害関連情報は、関係機関による応急対策などの具体的な活動を展開する上で欠かせません。このような必要な情報を伝達するためには、発災時に機能する通信網を確保していく必要があります。更には、行政機関等における通信だけではなく、家族との安否確認のための情報通信も、発災時の混乱を避けるために必要となります。

< 現在の課題 >

都の新たな被害想定では、固定電話や携帯電話について、不通や停電などの被害が想定されています。

こうした想定を踏まえ、平常時に使用している電話などの通信網だけではなく、発災時に備え、多様な通信手段による通信網の確保に取り組む必要があります。



<安否確認の訓練>

< 到達目標 >

○ 業務用 MCA 無線の増設等による補完手段の確保

関係機関の業務用 MCA 無線の増設、下水道施設を活用したバックアップルートを含む光ファイバー1,200km の敷設を完了させ、行政利用への無償提供を拡大するなど、通信ネットワークを強化します。



<現在の状況>

東京都防災行政無線網を各区市町村、防災機関等との間に整備
(統制局2、中継局 25、端末局 315、移動局 546) (平成 24 年6月1日現在)
災害情報システム(DIS)を防災機関や区市町村等 81 機関に整備

<業務用 MCA 無線>

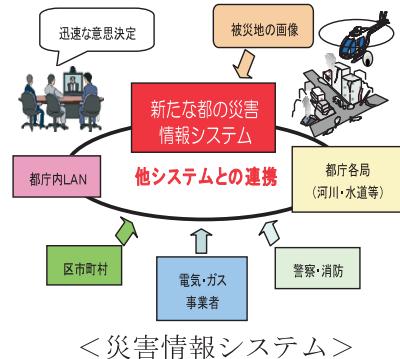
<その他の主な目標>

- ソーシャルメディアなどによる情報提供体制の整備
- 携帯端末を活用した安否確認サービスの充実

主な取組

ア 防災関係機関相互の通信の確保

防災行政無線を補完する多様な通信手段を配備し、災害情報システムの機能向上や業務用 MCA 無線等の配備により、関係機関との情報連絡において、通信の補完手段等を充実させます。



イ 都民等への情報提供

東京都防災ホームページの強化や防災ツイッター等の新たな情報提供ツールを活用するなど、災害時の情報提供体制を整備し、都民のみなさまに正確な情報を迅速かつ確実に提供します。



東京都防災ホームページ

ウ 都民相互の通信の確保

避難所や一時滞在施設となる都立施設において、無線 LAN (Wi-Fi) アクセスポイントを活用し、通信を確保するなど通信の多様化を推進します。

また、SNS など新しい情報通信基盤を活用した情報提供体制の整備を推進します。



3 つなぐ ~被災者の生活を支え、東京を早期に再生~

(1) 避難者の安全を守る取組

住民の避難に備え、事前に避難場所や避難所を指定し、発災時の避難体制を整備しておくことが必要です。

また、首都直下地震等の大規模災害に備え、自治体の枠を越える避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導の在り方についての検討が必要です。

< 現在の課題 >

大規模水害の発生時における自治体の枠を越える広域的な避難体制の検討や避難場所等の安全確保のほか、女性や災害時要援護者などにも配慮した避難所の管理運営体制の整備などを進める必要があります。



< 到達目標 >

○ 自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導の仕組みを構築

広域避難シミュレーションを実施し、避難先の確保や避難誘導の仕組みなど実効性ある避難対策を構築していきます。

<現在の状況>

都、区市町村、防災機関、学識経験者などからなる広域避難プロジェクトを発足し、大規模水害の発生時における広域避難の検討を進めている。

○ 避難場所・避難所の確保や安全性等の確保

避難有効面積が不足する避難場所や避難距離が3km以上となる避難圏域を解消します。

<現在の状況>

区部において、避難場所 189 か所、避難道路 77 路線等を指定(平成 20 年2月現在)

<その他の主な目標>

○ 女性や災害時要援護者の視点も踏まえた避難所運営体制の確立

主な取組

ア 広域避難体制の検討

広域避難シミュレーションを実施し、その結果を踏まえて、実効性のある避難対策を構築し、自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導の仕組みを構築します。



イ 避難場所・避難所の確保等

都は、平成22年1月に策定した「防災都市づくり推進計画」に基づいて、避難場所の整備を進めており、避難有効面積が不足する避難場所や避難距離が3km以上となる避難圏域の解消を目指して、引き続き、取組を進めています。

また、避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施するとともに、消防用設備等の点検を確実に行う等、安全性を確保していきます。



<小中学校の耐震化>

ウ 被災者に配慮した避難所運営

避難者等の健康を維持するため、保健師や管理栄養士などによる保健活動班を派遣し、巡回健康相談などを実施します。

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮します。

避難所のプライバシーの確保状況、衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めます。

(2) 安定的な物資の供給

災害により市場流通機能が被害を受けた場合でも、食料・水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者等へ供給する必要があります。

< 現在の課題 >

- 都の新たな被害想定では、最大で約 220 万人の避難所生活者が見込まれており、避難者に供給する物資を品目、量ともに確保する必要があります。
- 物資を備蓄する倉庫や広域輸送基地において円滑に荷さばきできる機能を確保する必要があります。併せて、物資輸送に関する情報収集、判断、連絡調整等を的確に行うことのできる体制の構築が必要です。



<備蓄倉庫>

< 到達目標 >

○ 3日分の物資の確保と強固な調達体制の構築

発災直後の物資輸送が困難な状況を勘案して、発災後3日間で必要となる物資を備蓄などにより確保するとともに、避難者の多様なニーズに応えられるよう、小売事業者等との連携により、調達体制を強化します。

<現在の状況>

都と区市町村を合わせて、おおむね2日分の食糧を確保

(3日目以降は調達や炊き出しによって対応)

被災乳幼児用の調製粉乳等を都と区市町村を合わせて、おおむね7日分確保

<その他の主な目標>

- 支援物資の荷さばき機能の強化
- 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

主な取組

ア 備蓄・調達による物資の確保

○ 3日分の物資の確保

発災後3日間で必要となる食料・水・生活必需品等を備蓄などにより確保します。



○ 強固な調達体制の構築

避難者の多様なニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、物販事業者（小売事業者等）との新たな連携等により、強固な調達体制を構築します。

イ 物資の輸送の効率化

○ 支援物資の荷さばき機能の強化

備蓄倉庫及び広域輸送基地での物資の受入れ・仕分け・積替え等の荷さばき作業を、民間の物流事業者等の施設・ノウハウを活用して、円滑に進める体制を構築します。

○ 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

東京都災害対策本部内に物流事業者等も含めたチームを編成するなど、物資輸送のオペレーション体制を再構築し、発災時において、物資輸送に関する情報収集、判断、連絡調整等を迅速かつ的確に行えるようにします。



<都内の広域輸送基地>

(3) 被災者の生活再建の早期化

震災後の生活再建を迅速に実施するには、被災した都民のみなさまの生活環境を早期に復帰させることが重要です。

そのために、り災証明の発行、災害用トイレ及びし尿処理体制、がれき処理等の生活再建についての対策が必要となっています。

< 現在の課題 >

都の新たな被害想定では、多くの建物の倒壊や4,000万トンを超えるがれきの発生などが想定されています。

こうした被害から早期に生活を再建するためには、り災証明の発行を迅速に行う体制を整備するとともに、トイレ機能の確保や、がれき処理体制の構築に取り組む必要があります。



<簡易トイレ>

< 到達目標 >

○ 生活再建のためのり災証明発行手続き等の迅速化

災害に係る住家被害認定等に関するガイドラインを作成するとともに、り災証明に係るシステムを導入し、り災証明を速やかに発行できる体制を構築します。

<現在の状況>

り災証明の早期発行が可能となるシステムの構築に向け、モデル地区で試行を実施

○ 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保

避難所等で上下水道が復旧するまでの間に使用する災害用トイレを備蓄等により確保するとともに、広域的な応援調整を行い、生活環境の保持を図ります。

<その他の主な目標>

○ ごみ、がれきの広域処理体制の構築

主な取組

ア り災証明手続きの迅速化

- 都は、区市町村に対して、り災証明の発行手続のシステム導入を促進し、り災証明の発行処理の迅速化を進めます。
- 災害に係る住家被害認定調査、り災証明発行、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を構築します。



<総合防災訓練で都システムの活用訓練を実施>



<豪雨被害のあった京都府宇治市における都システムの活用>

イ ライフラインの早期復旧体制の構築

ライフラインを早期に復旧することで、被災者が自宅へ早期に帰宅できるようにします。

- 資器材置き場や復旧活動の拠点を確保し、他県のライフライン事業者による応援部隊を円滑に受け入れます。
- 関係機関と連携した訓練を実施し復旧能力を向上します。



<ライフライン復旧訓練>

ウ 応急仮設住宅の供給の迅速化

- 被害状況に応じて都営住宅等の公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げ及び仮設住宅の建設により、応急仮設住宅を迅速かつ的確に供給します。
- 都内において、十分に戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅の供与について協力要請を行います。

< 参考 > 東京都地域防災計画（震災編）の全体像

第1部 東京の防災力の高度化に向けて

地域防災計画の概要、東京の現状（地勢等）と被害想定、地震に関する調査研究、H24修正の趣旨と対策の全体像、被害軽減と都市再生に向けた目標（減災目標）

第2部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）

第1章 都、区市町村等の基本的責務と役割

- 基本理念及び基本的責務
- 都・区市町村及び防災機関の役割

地震前の行動（予防対策）

地震直後の行動（応急対策）

地震後の行動（復旧対策）

第2章 都民と地域の防災力向上

- 自助による都民の防災力向上
- 地域による共助の推進
- 消防団の活動体制の充実
- 事業所による自助・共助の強化
- ボランティアとの連携

- 自助による応急対策の実施
- 地域による応急対策の実施
- 消防団による応急対策の実施
- 事業所による応急対策の実施
- ボランティアとの連携

第3章 安全な都市づくりの実現

- 安全に暮らせる都市づくり
- 建築物の耐震化及び安全対策の促進
- 液状化、長周期地震動への対策の強化
- 出火、延焼等の防止

- 河川施設等の応急対策による二次災害防止
- 消火・救助・救急活動
- 危険物等の応急措置による危険防止

- 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

- 交通関連施設の安全確保
- ライフライン等の確保
- エネルギーの確保

- 交通ネットワークの機能確保
- 発災時のライフライン機能の確保
- 発災時のエネルギー供給機能の確保

- 緊急輸送路等の機能確保と被害拡大防止
- ライフライン機能の早期復旧

第5章 津波等対策

- 関係施設のさらなる耐震・耐水性の強化
- 被害を最小限に抑える体制の構築
- 島しょ地域の地震・津波対策の推進

- 発災時の迅速・的確な対応
- 情報伝達体制の確立と適切な避難誘導
- 島しょ地域における応急対策活動

- 公共の安全確保、施設の本来機能の回復
- 被災者の域外避難
- 活動の早期再開に向けた島しょの防災対策

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

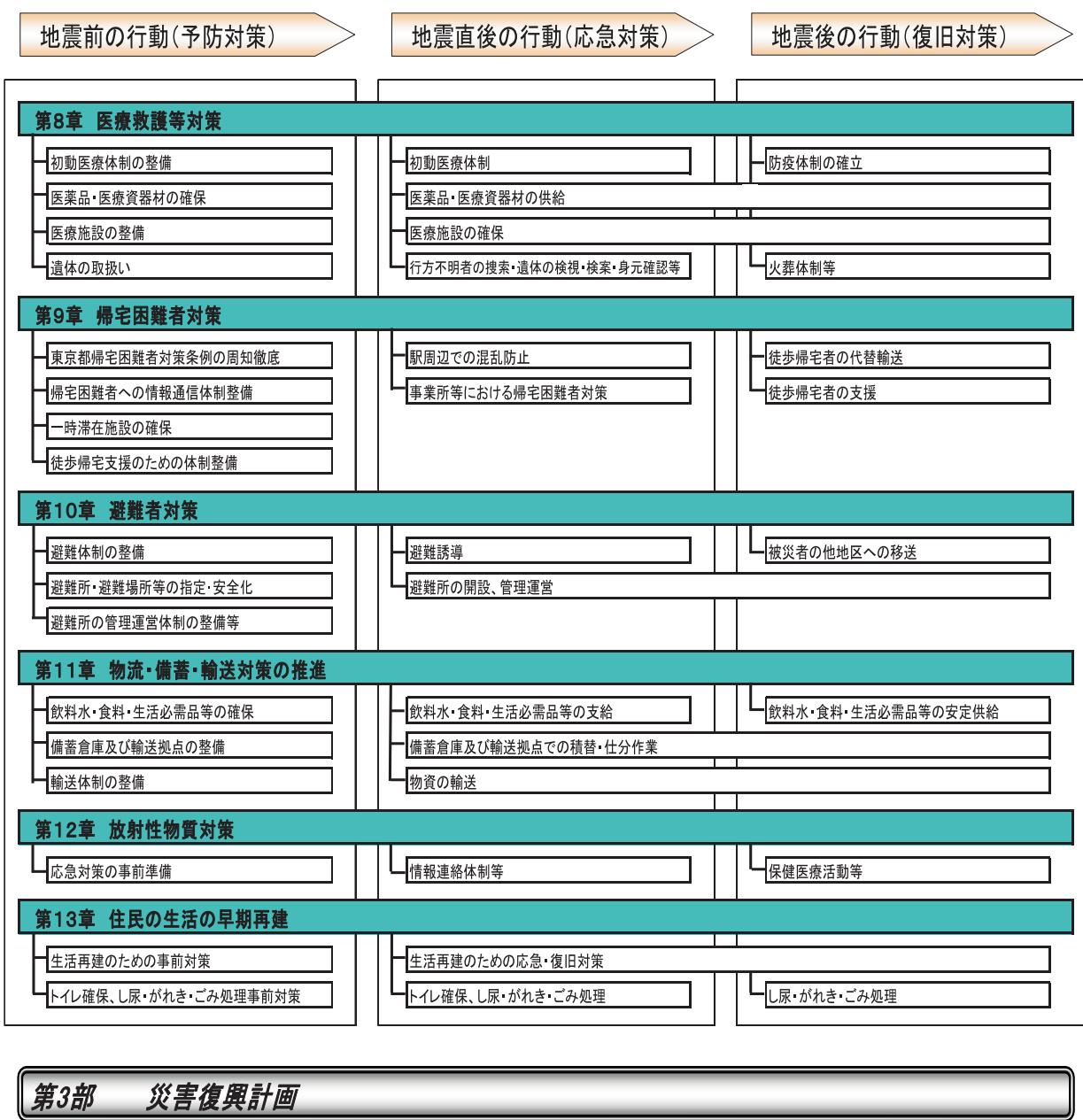
- 初動態勢の整備
- 広域連携体制の構築
- 応急活動拠点の整備

- 初動態勢
- 応援協力・派遣要請
- 応急活動拠点の調整

第7章 情報通信の確保

- 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備
- 住民等への情報提供体制の整備
- 住民相互の情報連絡等の環境整備

- 防災機関相互の情報通信連絡体制
- 広報・広聴体制等
- 住民相互の情報連絡等



復興本部、復興計画、復興マニュアルの仕組み

東京都地域防災計画（震災編） 概要版

平成24年12月発行

印刷物規格表 第二類
印刷番号 24(46)

編集発行／東京都総務局総合防災部防災管理課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03(5388)2454

印刷 シンソー印刷(株)

